

第百五十三回国 参議院外交防衛委員会會議録第二号

平成十三年十月十九日(金曜日)

午後一時開会

委員の異動

十月十八日

辞任

田村 秀昭君

十月十九日

辞任

河本 英典君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

岩城 光英君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

武見 敬三君

山本 一太君

吉村剛太郎君

木保 佳丈君

山口那津男君

小泉 親司君

岩城 光英君

桜井 新君

月原 茂皓君

福島啓史郎君

舛添 要一君

森山 裕君

矢野 哲朗君

海野 徹君

佐藤 道夫君

齋藤 勁君

広中和歌子君

遠山 清彦君

吉岡 吉典君

大田 昌秀君

平野 貞夫君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

國務大臣

國務大臣

(内閣官房長官)

國務大臣

(防衛庁長官)

副大臣

防衛庁副長官

事務局側

常任委員会専門員

久間 章生君

田端 正広君

井上 喜一君

福田 康夫君

中谷 元君

萩山 教嚴君

櫻川 明巧君

本日の會議に付した案件

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○公聴会開会承認要求に関する件

○委員長(武見敬三君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日、田村秀昭君が委員を辞任され、その補欠として平野貞夫君が選任されました。

○委員長(武見敬三君) 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的

達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。福田康夫内閣官房長官。

○國務大臣(福田康夫君) 十月八日以降、米軍は英国軍とともにアフガニスタンに所在するタリバンの軍事訓練施設等に対する攻撃を行っており、政府としては、毅然とした対応なくしてはテロの一層の助長を招きかねないとの考えに基づき、このようなテロリズムと闘う米軍等による軍事行動を強く支持するとともに、憲法の枠内でできる限りの支援をしていく考えであります。

このような政府の立場を申し述べた上で、ただいま議題となりました平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロ攻撃が国際連合安全保障理事会決議第三千三百六十八号において国際連合の平和及び安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、あわせて、同理事会決議第三千二百六十七号、第三千二百六十九号、第三千三百三十三号その他の同理事会決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合のすべての加盟国に対しその防止等のために適切な措置をとることを求めていることにかんがみ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会的取り組みに積極的に寄与するため、我が国が実施する措置、その

実施の手續その他の必要な事項を定めることを内容としております。

当該テロ攻撃は、アメリカ合衆国のみならず人類全体に対する極めて卑劣かつ許しがたい攻撃であります。我が国としては、国際的なテロリズムに対して断固としてこれに立ち向かっていくとの決意を持って、このようなテロリズムとの闘いに我が国自身の問題として主体的に取り組み、世界の国々と一致結束してテロリズム根絶のための努力を行わなければなりません。本法律案は、かかる観点から、テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して我が国が実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項及び国際連合の決議または国際連合等が行う要請に基づき、我が国が人道的精神に基づいて実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項を定め、国際テロリズムの防止及び根絶のための国際社会的取り組みに積極的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

第一に、政府が対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇または武力の行使に当たらないものであつてはならないこと、対応措置は戦闘行為が行われることのない地域等で行うことなどの基本原則を定めております。

第二に、協力支援活動、捜索救助活動または被災民救援活動を実施することが必要な場合には、閣議の決定により基本計画を定めることとしております。

第三に、自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実施、捜索救助活動の実施等、自衛隊による被災民救援活動の実施並びに関係行政機関による対応措置の実施を定めております。

第四に、内閣総理大臣及び各省大臣等は、諸外国の軍隊等または国際連合等から申し出があった場合において、その活動の円滑な実施に必要な物品を無償で貸し付け、または譲与することができるとしております。

第五に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容を、また、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を、遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第六に、協力支援活動、捜索救助活動または被災民救援活動を行っている自衛官は、自己、自己とともに現場に所在する他の自衛隊員、同じく自己とともに現場に所在する者であつてその職務を行うに伴い自己の管理の下に入ったものの生命、身体を防護するために、一定の要件に従つて武器の使用ができることとしております。

なお、この法律案は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うこととしておりますが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、二年以内の期間を定めて効力を延長することができるとしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(武見敬三君) 次に、中谷元防衛庁長官、○国務大臣(中谷元君) たいだいま議題となりまして、自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

そのためには、本邦内にある自衛隊の施設並びに日米地位協定第二条第一項の施設及び区域の警護のため自衛隊の部隊等の出動を可能とするに、通常時からの自衛隊施設等の警護のための権限の整備が必要であります。また、自衛隊が武装工員等の事案や不審船の事案に効果的に対応するため、武器使用権限等の整備が必要と考えており、あわせて、我が国の安全が損なわれないよう、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、その保全と仮にそれが漏えいした場合の罰則の整備の必要があります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次に、この法律案の内容についてその概要を御説明いたします。

この法律案は、自衛隊の行動として自衛隊の部隊等による警護出動を新設するとともに、通常時における自衛隊施設等の警護のための武器使用の規定を整備し、治安出動下令前の武器を携行する部隊による情報収集の制度を設けるとともに、治安出動時に武装工員等を鎮圧等するために行う武器使用及び海上警備行動時等において一定の要件に該当する船舶を停船させるために行う武器使用について、それぞれに危害を与えたとしても違法性が阻却されるように所要の規定を整備し、あわせて、我が国の防衛上特に秘匿することが必要な秘密について、防衛秘密としての指定その他の取り扱いを規定し、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がこれを漏えいした場合の罰則規定を設けることを内容とするものであります。

以上が自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(武見敬三君) この際、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき人道的措置に関する特別措置法案の衆議院

における修正部分について、修正案提出者衆議院議員久間章生君から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(久間章生君) 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき人道的措置に関する特別措置法案に対する衆議院の修正部分につきまして、その内容を御説明申し上げます。

この修正は、これまで行われてきた法律案についての審議を踏まえ、政府原案の基本的な考え方と枠組みはこれを維持しつつ、その上で、この法律案に対する一層広範な国民の理解と支持を得ていくとの趣旨から、国会の承認と外国の領域における武器の輸送について修正を加えたものであります。

次に、衆議院の修正部分についてその内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動または被災民救援活動については、これらの対応措置を開始した日から二十日以内に国会に付議して、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならないこととするともに、政府は、不承認の議決があつたときは、速やかに、当該協力支援活動、捜索救助活動または被災民救援活動を終了させなければならないこととするものであります。

第二に、協力支援活動として行う自衛隊による役務の提供のうち物品の輸送には、外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送を含まないこととするものであります。

以上が衆議院の修正部分の内容の概要であります。何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武見敬三君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わります。

○委員長(武見敬三君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

海上保安庁法の一部を改正する法律案について、国土交通委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき人道的措置に関する特別措置法案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、内閣委員会及び国土交通委員会から連合審査会開会の申し入れがありました場合には、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

この際、暫時休憩いたします。

午後一時十二分休憩

午後四時三十四分開会

○委員長(武見敬三君) たいだいまから外交防衛委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、河本英典君が委員を辞任され、その補欠として岩城光英君が選任されました。

○委員長(武見敬三君) 公聴会の開会承認要求に
関する件についてお諮りいたします。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国にお
いて発生したテロリストによる攻撃等に対応して行
われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の
活動に対して我が国が実施する措置及び関連する
国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別
措置法案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の
審査のため、来る十月二十五日午前九時に公聴会
を開会いたしたいと存じますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認めます。

つきましては、公述人の数及び選定等は、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十五分散会

十月十九日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国に
おいて発生したテロリストによる攻撃等に対
応して行われる国際連合憲章の目的達成のため
の諸外国の活動に対して我が国が実施する
措置及び関連する国際連合決議等に基づく人
道的措置に関する特別措置法案
- 二、自衛隊法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国にお
いて発生したテロリストによる攻撃等に対応
して行われる国際連合憲章の目的達成のため
の諸外国の活動に対して我が国が実施する措
置及び関連する国際連合決議等に基づく人道
的措置に関する特別措置法案

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国に
おいて発生したテロリストによる攻撃等
に対応して行われる国際連合憲章の目的達成
のための諸外国の活動に対して我が国が実
施する措置及び関連する国際連合決議等に
基づく人道的措置に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、平成十三年九月十一日にア
メリカ合衆国において発生したテロリストによ
る攻撃(以下「テロ攻撃」という。)が国際連
合安全保障理事会決議第三千三百六十八号にお
いて国際の平和及び安全に対する脅威と認められ
たことを踏まえ、あわせて、同理事会決議第十
二百六十七号、第十二千二百六十九号、第十三千三
十三号その他の同理事会決議が、国際的なテロ
リズムの行為を非難し、国際連合のすべての加
盟国に対しその防止等のために適切な措置をと
ることを求めていることにかんがみ、我が国が
国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国
際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するた
め、次に掲げる事項を定め、もって我が国を含
む国際社会の平和及び安全の確保に資すること
を目的とする。

- 一 テロ攻撃によつてもたらされている脅威の
除去に努めることにより国際連合憲章の目的
の達成に寄与するアメリカ合衆国その他の外
国の軍隊その他これに類する組織(以下「諸
外国の軍隊等」という。)の活動に対して我
国が実施する措置、その実施の手続その他
の必要な事項
- 二 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは
経済社会理事会が行う決議又は国際連合、国
際連合の総会によつて設立された機関若しく
は国際連合の専門機関若しくは国際移住機関
(以下「国際連合等」という。)が行う要請に
基づき、我が国が人道的精神に基づいて実施
する措置、その実施の手続その他の必要な事
項
(基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく協力支援活動、
捜索救助活動、被災民救援活動その他の必要な
措置(以下「対応措置」という。)を適切かつ
迅速に実施することにより、国際的なテロリス
ムの防止及び根絶のための国際社会の取組に我
国として積極的かつ主体的に寄与し、もって
我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に
努めるものとする。

- 2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力
の行使に当たるものであってはならない。
- 3 対応措置については、我が国領域及び現に戦
闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われ
る人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以
下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実
施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われ
ることがないと思われれる次に掲げる地域にお
いて実施するものとする。

- 一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定
する排他的経済水域を含む。第五項第五項に
おいて同じ。)及びその上空
- 二 外国の領域(当該対応措置が行われること
について当該外国の同意がある場合に限る。)
- 4 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、
第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、
内閣を代表して行政各部を指揮監督する。
- 5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成する
ため、対応措置の実施に関し、相互に協力する
ものとする。
(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。

- 一 協力支援活動 諸外国の軍隊等に対する物
品及び役務の提供、便宜の供与その他の措置
であつて、我が国が実施するものをいう。
- 二 捜索救助活動 諸外国の軍隊等の活動に際
して行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘
参加者について、その捜索又は救助を行う活

動(救助した者の輸送を含む。)であつて、
我が国が実施するものをいう。

- 三 被災民救援活動 テロ攻撃に関連し、国際
連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社
会理事会が行う決議又は国際連合等が行う要
請に基づき、被害を受け又は受けるおそれが
ある住民その他の者(以下「被災民」という。)
の救援のために実施する食糧、衣料、医薬品
その他の生活関連物資の輸送、医療その他の
人道的精神に基づいて行われる活動であつ
て、我が国が実施するものをいう。
- 四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定
めるものをいう。
イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年
法律第八十九号)第四十九条第一項及び第
二項に規定する機関並びに国家行政組織法
(昭和二十三年法律第二十号)第三条第
二項に規定する機関
ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並
びに国家行政組織法第八十条の三に規定する
特別の機関

- 2 協力支援活動として行う自衛隊に属する物品
の提供及び自衛隊による役務の提供(次項後段
に規定するものを除く。)は、別表第一に掲げ
るものとする。
- 3 捜索救助活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法
(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規
定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施する
ものとする。この場合において、捜索救助活
動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴
い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍
隊等の部隊等に対して協力支援活動として行う
自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役
務の提供は、別表第二に掲げるものとする。
(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、次に掲げる対応措置の
いずれかを実施することが必要であると認める
ときは、当該対応措置を実施すること及び対応
措置に関する基本計画(以下「基本計画」とい

う。)の案につき閣議の決定を求めなければならぬ。

- 一 前条第二項の協力支援活動
- 二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が協力支援活動として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三 搜索救助活動

四 自衛隊による被災民救援活動

- 五 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が被災民救援活動として実施する措置であつて特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 対応措置に関する基本方針

- 二 前項第一号又は第二号に掲げる協力支援活動を実施する場合における次に掲げる事項
- イ 当該協力支援活動に係る基本的事項
- ロ 当該協力支援活動の種類及び内容
- ハ 当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ニ 当該協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
- ホ 関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊等に譲与する場合には、その実施に係る重要事項
- ヘ その他当該協力支援活動の実施に関する重要事項

三 重要事項

- イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項
- ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項(当該協力支援活動を実施する区域の

2 範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

- 二 当該搜索救助活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
- ホ その他当該被災民救援活動の実施に関する重要事項

四 前項第四号又は第五号に掲げる被災民救援活動を実施する場合における次に掲げる事項

- イ 当該被災民救援活動に係る基本的事項
- ロ 当該被災民救援活動の種類及び内容
- ハ 当該被災民救援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ニ 当該被災民救援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
- ホ 関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して国際連合等に譲与する場合には、その実施に係る重要事項
- ヘ その他当該被災民救援活動の実施に関する重要事項

五 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

七 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。

4 対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該外国と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

- 二 当該搜索救助活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
- ホ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項

四 前項第四号又は第五号に掲げる被災民救援活動を実施する場合における次に掲げる事項

- イ 当該被災民救援活動に係る基本的事項
- ロ 当該被災民救援活動の種類及び内容
- ハ 当該被災民救援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ニ 当該被災民救援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
- ホ 関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して国際連合等に譲与する場合には、その実施に係る重要事項
- ヘ その他当該被災民救援活動の実施に関する重要事項

五 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

七 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。

4 対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該外国と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

(国会の承認)
第五条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動については、これらの対応措置を開始した日(防衛庁長官が次条第二項、第七条第一項又は第八条第一項の規定によりこれらの対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日を含む。)から二十日以内に国会に付議しなければならない。ただし、国会が閉会中の場合は承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合は承認を求められている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

2 政府は、前項の場合において承認の議決があつたときは、速やかに、当該協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動を終了させなければならない。

(自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実施)

第六条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2 防衛庁長官は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等による実施を命ずるものとする。

3 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該協力支援活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

4 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 第三条第二項の協力支援活動のうち公海若しくはその上空又は外国の領域における活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該協力支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至つた場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該

協力支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

(搜索救助活動の実施等)

第七条 防衛庁長官は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該搜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

4 前条第四項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第五項の規定は搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。

5 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

6 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の協力支援活動について準用する。

(自衛隊による被災民救援活動の実施)

第八条 防衛庁長官は、基本計画に従い、自衛隊による被災民救援活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該被災民救援活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

のとす。

3 第五條第四項の規定は実施区域の指定の変更及び活動の中断について、同条第五項の規定は被災民救援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。

4 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する第五條第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。

(関係行政機関による対応措置の実施)

第八條 前三條に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、協力支援活動、被災民救援活動その他の対応措置を実施するものとする。

(物品の無償貸付及び譲与)

第九條 内閣総理大臣及び各省大臣又はそれらの委任を受けた者は、その所管に属する物品(武器(弾薬を含む。))につき、諸外国の軍隊等又は国際連合等からその活動の用に供するため当該物品の無償貸付又は譲与を求めざるの申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該諸外国の軍隊等又は国際連合等に対し無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(国会への報告)

第十條 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- 一 基本計画の決定又は変更があつたときは、その内容
- 二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

(武器の使用)

第十一條 協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等

の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認められる理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができ。

2 前項の規定による武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危害が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が第一項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六條又は第三十七條に該当する場合のほか、人に危害を与へてはならない。

(政令への委任)

第十三條 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(自衛隊法の一部改正)

2 自衛隊法の一部を次のように改正する。

附則第三十一項を第三十三項とし、第十七項から第三十項までを二項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の二項を加える。

17 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応

して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年法律第 号)がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、協力支援活動としての物品の提供を実施することができる。

18 長官は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛庁本庁の機関及び部隊等に協力支援活動としての役務の提供を、部隊等に捜索救助活動又は被災民救援活動を行わせることができる。

3 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日より前に、対応措置を実施する必要がないと認められるに至つたときは、速やかに廃止するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、施行の日から起算して二年を経過する日以後においても対応措置を実施する必要があると認められるに至つたときは、別に法律で定めるところにより、同日から起算して二年以内の期間を定めて、その効力を延長することができる。

5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により効力を延長した後その定めたる期間を経過しようとする場合について準用する。

別表第一(第三條関係)

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並

びにこれらに類する物品及び役務の提供

人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

修理及び整備
修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

医療
傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

通信
通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

空港及び港湾業務
航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供

基地業務
廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供

備考
一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。
二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。
三 物品の輸送には、外国の領域における武器(弾薬を含む。)の陸上輸送を含まないものとする。

別表第二(第三條関係)

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及

輸送	び役務の提供 人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生用具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	<p>一 物品の提供には、武器(弾薬を含む)の提供を含まないものとする。</p> <p>二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。</p> <p>三 物品の輸送には、外国の領域における武器(弾薬を含む)の陸上輸送を含まないものとする。</p>

八十七条―第九十六条の二に、「第二百二十二条」を「第二百二十三条」に改める。

第二十二條第一項中「又は第八十一條第二項」を「第八十一條第二項又は第八十一條の二第一項」に改める。

第七十九條の次に次の一条を加える。

(治安出動下令前に行う情報収集)

第七十九條の二 長官は、事態が緊急し第七十八條第一項の規定による治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃(機関けん銃を含む)、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、当該事態の状況の把握に資する情報の収集を行うため特別の必要があると認めるときは、国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得て、武器を携行する自衛隊の部隊に当該者が所在すると見込まれる場所及びその近傍において当該情報の収集を行うことを命ずることができる。

第八十一條の次に次の一条を加える。

(自衛隊の施設等の警護出動)

第八十一條の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二條第一項の施設及び区域(同協定第二十五條の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととされたものに限る。)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により部隊等の出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設又は施設及び区域並びに期間を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の期間内であつても、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならない。

第八十六條中「第八十一條第二項」の下に、「第八十一條の二第一項」を加える。

第七條の章名を次のように改める。

第七章 自衛隊の権限等

第九十條第一項に次の一号を加える。

三 前号に掲げる場合のほか、小銃、機関銃(機関けん銃を含む)、砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持し、又は所持しているに疑うに足りる相当の理由のある者が暴行又は脅迫をし又はする高い蓋然性があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

第九十一條に次の二項を加える。

2 海上保安庁法第二十條第二項の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十條第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七條」とあるのは「第八十九條第一項において準用する警察官職務執行法第七條及び前條第一項」と、「第七十七條第一項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第十七條第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛庁長官」と読み替へるものとする。

3 第八十九條第二項の規定は、前項において準用する海上保安庁法第二十條第二項の規定により海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合について準用する。

第九十一條の次に次の一条を加える。

(警護出動時の権限)

第九十一條の二 警察官職務執行法第二條、第四條並びに第六條第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいらない場合に限り、第八十一條の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 警察官職務執行法第五條及び第七條の規定は、第八十一條の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

3 前項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により武器を使用する場合のほか、第八十一條の二第一項の規定により出動を命ぜられた部隊等の自衛官は、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

4 第一項及び第二項において準用する警察官職務執行法の規定による権限並びに前項の権限は、第八十一條の二第二項の規定により指定された施設又は施設及び区域の警護のためやむを得ない必要があるときは、その必要限度において、当該施設又は施設及び区域の外部においても行使することができる。

5 第八十九條第二項の規定は、第二項において準用する警察官職務執行法第七條又は第三項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

第九十二条第二項中「三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について」の下に、「同法第二十条第二項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について」を、「指定する者」との下に、「海上保安庁法第二十条第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七條」とあるのは「この項において準用する警察官職務執行法第七條及びこの法律第九十条第一項」と、「第十七條第一項」とあるのは「この項において準用する海上保安庁法第十七條第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行う職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛庁長官」とを加え、同条第三項中「使用する場合」の下に「及び前項において準用する海上保安庁法第二十条第二項の規定により海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の使用)

第九十二条の二 第七十九条の二の規定による情報収集の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体を防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

第九十三条第三項中「武器を使用する場合」を「自衛官が武器を使用する場合及び前項において準用する海上保安庁法第二十条第二項の規定により海上自衛隊の自衛官が武器を使用する場合」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第四部

外交防衛委員会会議録第二号 平成十三年十月十九日【参議院】

十二条の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二十条第二項中「前項」とあるのは「第一項」と、「第十七條第一項」とあるのは「前項において準用する海上保安庁法第十七條第一項」と、「海上保安官又は海上保安官補の職務」とあるのは「第八十二条の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛庁長官」と読み替えるものとする。

第九十五条の次に次の一条を加える。

(自衛隊の施設の警護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛隊は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、収容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

第七章中第九十六条の次に次の一条を加える。

(防衛秘密)

第九十六条の二 長官は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く)を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。
一 政令で定めるところにより、前項に規定す

る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱ひの業務を行わせることができる。

4 長官は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条を第二百二十三条とし、第二百一一条の次に次の一条を加える。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。
別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四(第九十六条の二関係)

一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究

二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報

三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量

六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号

八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの

十 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く)。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章の章名の改正規定、第七章中第九十六条の次に一条を加える改正規定、第二百二十二条を第二百二十三条とし、第二百一一条の次に一条を加える改正規定及び別表第三の次に一表を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部改正)

2 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
本則中「防衛秘密」を「特別防衛秘密」に改める。

平成十三年十月二十五日印刷

平成十三年十月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F